

臨時福祉給付金の申請が始まります

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことにより、所得の低い方への負担を軽減するため、一時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

平成26年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成26年度の住民税(均等割)が課税されない方

ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護の受給者となっている場合などは対象外です。

支給額

給付対象者1人につき1万円

給付対象者の中で以下に該当する方は5千円が加算されます。

- 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者の方
- 児童扶養手当・特別障害者手当、原爆被爆者諸手当の受給者の方など

申請方法

7月17日(木)以降、臨時福祉給付金の対象と思われる方に申請書を送付します。支給要件を確認の上、申請書を記入し、返送または提出してください。加算対象の場合は申請書の加算措置欄へも記入してください。支給要件に該当するにもかかわらず、7月中に申請書が届かない場合は、お問い合わせください。申請書と一緒に返信用封筒を同封しますので、なるべく郵送で申請してください。

受付期間

7月17日(木)～10月17日(金)

窓口受付は平日の9時から16時まで。市役所本庁のみで行い、支所での受付は行いません。土・日曜日、祝日は原則窓口受付は行いませんが、8月3日(日)(9時～16時)のみ本庁2階会議室で窓口受付を行います。

提出書類

○申請書(必要事項を記入し、

印鑑を押したものを)

○本人確認書類(運転免許証など本人確認ができる書類の写し)

※ 支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。代理の方が申請される場合は代理の方の本人確認書類も必要です。

○申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

給付金の受取方法

申請書の受理後・審査後に支給決定通知または不支給決定通知書を郵送します。支給決定の場合は、原則として申請書に記載していた指定口座に入金します。



受付場所

期間	ところ
7月17日(木)～7月31日(木)	市役所大会議室
8月1日(金)～9月9日(火)	市役所2階会議室
9月10日(水)～10月17日(金)	社会健康課窓口

平日の9時から16時まで窓口受付を行います。
※ 8月3日(日)の9時から16時までには休日受付を行います。

受付開始直後は混雑が予想されますのでなるべく郵送での申請をお勧めします。
申請期間は10月17日(金)までですので、ゆっくり申請されて大丈夫です。

よくある質問

質問	回答
住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか。	ご自身の勤務先から「給与所得にかかる市民税、県民税、特別徴収税額の決定通知書」が配られた方、ご自身名義の「市民税、県民税額決定、納税通知書」が届いた方には、基本的に住民税が課税されています。
平成26年1月2日(基準日の翌日)以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか。	給付金は平成26年1月1日(基準日)時点で住民票がある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。
一緒に住んでいない人に扶養されている場合、給付金は受け取れますか。	単身赴任などで別世帯にお住まいの方に扶養されている場合、扶養している人に住民税が課税されているときは給付金を受け取れません。
給付金受け取り後、税務調査などで住民税が課税されることになった場合、給付金は受け取れますか。	給付金受け取り後でも、支給要件に該当しないことが判明した場合は支給した給付金を返還していただきます。

子育て世帯臨時特例給付金の申請が始まります

問い合わせ 福祉課 ☎2148

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給対象者

平成26年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童を基本とします。

※ 平成26年1月1日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合でも対象です。

※ 平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象外です。

支給額

対象児童1人につき1万円(1回限り)

※ 1人の対象児童につき、臨時福祉給付金と両方の支給資格がある場合は、臨時福祉給付金が優先されますので、別途申請してください。

申請方法

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

平成26年1月分の児童手当を大竹市から受給しており、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象の可能性のある方に対し、7月17日(木)以降に申請書などを送付します。申請書に記入・押印の上、同封の返信用封筒で返送または福祉課児童係窓口へ提出してください。支給要件に該当するにもかかわらず、7月中に申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

受付期間

7月17日(木)～10月17日(金)(郵送の場合は17日必着)
窓口受付は平日の8時30分から17時15分まで。
※ 平成26年1月2日以降に転入された方は、1月1日に住民票があった市区町村が申請先です。

提出書類(申請書を提出してください)

※ 受取方法に児童手当振込口座以外の口座への振込を希望する場合は、本人確認書類の写し(運転免許証などの写し)と、振込先金融機関口座確認書類の写し(通帳やキャッシュカードの写し)が必要です。

給付金の受取方法

申請書の受理・審査後に、支給決定通知書または不支給決定通知書を郵送します。支給決定の場合は、申請書に記載された指定口座に振り込みます。

公務員の方について

職場から「申請書(公務員用)」や「児童手当受給状況証明書」を交付されている公務員の方も、受付期間内に郵送または福祉課児童係窓口へ提出してください。

DV被害者の方について

配偶者からの暴力を理由に、他の市区町村から大竹市内に避難している方は、ご相談ください。

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

□開放時間13時～20時 ○開放時間17時～20時

※ 安全管理上、入場基準および遊泳基準を設けていますので、ご理解ご協力をお願いします。

小方学園のプールを開放します

問い合わせ 生涯学習課 ☎6677

みるみる上達4日間 一緒に頑張りましょう! きっと泳げる! スイミング教室

問い合わせ 生涯学習課 ☎6677

とき
7月26日(土)、27日(日)、8月2日(土)、3日(日)(4回講座)
10時～12時

ところ 小方学園プール

講師
大竹市水泳連盟会員、日本赤十字社指導員
(着衣水泳のみ)

対象
市内在住の泳ぎが苦手な小学生

定員 25人(申込順)

内容
○グループ分けによる指導
○着衣で溺れたときの対処方法(27日の1時間のみ)
保護者の方も一緒に体験してみてください。

持参品
水着、水泳用キャップ、ゴーグル、タオル、飲み物など
※ きれいな状態の長そでシャツ、長ズボン(27日のみ)

申し込み
7月4日(金)から11日(金)までに、総合市民会館備え付けの用紙に記入の上、生涯学習課へ。